制定 昭和40年 1月 1日制定 改正 昭和41年 2月15日改正 (略)

昭和63年 2月15日改正 平成 元年12月20日改正 平成 4年11月11日改正 平成 8年 4月 1日改正 平成16年 4月 1日改正 平成18年 6月 1日改正 平成19年 4月 1日改正

平成20年 4月 1日経済振興局長決裁 平成21年 9月18日経済振興局長決裁

平成22年 9月17日経済振興局長決裁

平成29年11月10日市長決裁

令和 4年 6月 8日商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街組織、商工会又は商工会議所(以下「商店街等」という。」が行う共同施設の設置に 対して補助金を交付することにより、本市商業の振興を図ることを目的とし、熊本市補助金等交付規則(昭和 43年規則第44号。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 商店街組織とは 次に定めるものをいう。
    - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) に基づく団体
    - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に基づく団体
    - ウ 小売業、サービス業等が15店舗以上近接し、又は将来近接すると認められる任意の団体
  - (2) 商工会とは、商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく団体をいう。
  - (3) 商工会議所とは、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく団体をいう。
  - (4) 共同施設とは、 商店街等が共同で設置及び維持管理を行う広く一般市民にとって有益な公共性の高い施 設で、次に定めるものをいう。
    - ア街路灯
    - イ アーケード
    - ウアーチ
    - エ カラー舗装
    - 才 共同駐車場
    - カ 防犯カメラ
    - キ 案内板
    - ク その他市長が認めたもの

(補助対象施設)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設は、前条第4号に掲げる共同施設とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、商店街等が共同施設を設置する事 業とする。

(補助対象事業費)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、共同施設の設置に要する 設計及び工事に係る費用とし、その合計が50万円以上のものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は補助 金交付の対象としない。なお、市が熊本県の商店街にぎわいづくり補助事業補助金(以下「県にぎわい補助金」 という。)の交付決定を受けた事業の補助対象事業費については、当該事業に係る熊本県が定める補助金交付に

関する規定に準じるものとする。

- (1) 共同施設の修理及び撤去費用
- (2) 土地の購入及び賃借費用
- (3) 共同施設の維持管理費用
- (4) 各種許認可の申請手続き費用
- (5) その他、市長が不適当と認めるもの

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象事業費に3分の1を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。ただし、 県にぎわい補助金の交付決定を市が受けた事業の補助金の額は、補助対象事業費に3分の2を乗じて得た額以 内とし、県にぎわい補助金の上限額に2を乗じた額を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (補助金の交付)
- 第7条 市長は補助事業を行う商店街等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 (重複交付の禁止)
- 第8条 当該事業について、本市における他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

(事前協議)

第9条 補助事業を実施しようとする商店街等は、あらかじめ商店街共同施設設置計画書(様式第1号)を市長に提出し事前協議を行うものとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、商店街共同施設補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条による交付申請があったときは、当該申請書の審査等を行い、適当と認めたときは、その決定の内容を補助金の交付を受けようとする商店街等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助金の交付の決定を受けた商店街等は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに商店街共同施設補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助 事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助 金の額を確定し、補助事業が完了した商店街等に通知するものとする。

(決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた商店街等が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を交付を受ける目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助金を使用する以前に補助金を受けた団体が解散したとき。
  - (4) この要綱の規定に違反したとき。
  - (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金等の返還)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が 交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。
- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、 期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第16条 補助金の交付を受けた商店街等は、第14条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求された ときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付 した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合 で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に 相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超 えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた商店街等の納付した金額 が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額 に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた商店街等が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた商店街等は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第 15号)に定める期間において、共同施設を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲渡し、他の物件と交換 し、又は債務の担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(設置場所周辺の美化に関する義務)

第19条 補助金の交付を受けた商店街等は、当該共同施設の維持管理に努め、設置場所周辺の美化に常に留意 しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、昭和42年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、この要綱による改正後の熊本市商店街共同施設助成金交付要綱の規定は、同日以後の申請にかかる助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成2年1月1日から施行し、この要綱による改正後の熊本市商店街共同施設助成金交付要綱の 規定は、同日以後の申請にかかる助成金から適用する。

附目

この要綱は、平成4年12月17日から施行し、この要綱による改正後の熊本市商店街共同施設助成金交付要綱の規定は、同日以後の申請にかかる助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年9月18日から施行する。
- 2 平成21年度における要綱第5条第1項の規定の適用については、同項中「3分の2」とあるのは「9分の8」と、「20,000千円」とあるのは「26,000千円」とする。

附則

この要綱は、平成22年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月10日から施行し、平成29年7月31日から適用する。

附 則 この要綱は、令和 4年 6月 8日から施行する。

## 商店街共同施設設置計画書

年 月 日

熊本市長様

所在地 申請者 商店街等名 代表者名

印

熊本市商店街共同施設補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 商店街等設立年月日 年 月 日

2 商店街等の会員数 名

- 3 共同施設の名称及び数量
- 4 設置場所
- 5 設置の目的
- 6 工期 年 月 日 ~ 年 月 日
- 7 収支予算書

#### 収入の部

- CO HIP		
種別	金額	内 訳
商店街等負担金	円	
市補助金	円	
雑収入	円	
	円	
合 計	円	

# 支出の部

種 別	金額	内 訳
補助対象事業費	円	
補助対象外事業費	円	
	円	
合 計	円	

# 8 添付資料

- (1) 設計図
- (2) 配置図
- (3) 見積書の写し

## 商店街共同施設補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長	様
74/11/ <del>1</del> 4/75	128

所在地 申請者 商店街等名 代表者名

囙

熊本市商店街共同施設補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 共同施設の名称及び数量
- 2 設置場所
- 3 工期 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 設置の目的
- 5 総事業費 円
- 6 補助対象事業費 円
- 7 補助率 /3
- 8 交付申請額 円
- 9 収支予算書

#### 収入の部

DO 1 - FIF		
種 別	金額	內 訳
商店街等負担金	円	
市補助金	円	
雑収入	円	
	円	
合 計	円	

## 支出の部

種別	金額	内 訳
補助対象事業費	円	
補助対象外事業費	円	
	円	
合 計	円	

# 10 添付資料

- (1) 商店街等の定款又は会則
- (2) 商店街等の会員名簿
- (3) 商店街等の収支予算書
- (4) 見積書の写し
- (5) 工事仕様書の写し
- (6) 施工前の写真
- (7) 設計図
- (8) 配置図
- (9) 共同施設の管理に関する規約
- (10) その他市長が必要と認めるもの

## 商店街共同施設補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長様

所在地 申請者 商店街等名 代表者名

囙

年 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記の事業が完了したので、 熊本市商店街共同施設補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 共同施設の名称及び数量
- 2 設置場所
- 3 工期 年月日~ 年月日
- 4 交付決定額 円
- 5 設置効果
- 6 収支決算書

#### 収入の部

種 別	金額	内 訳
商店街等負担金	円	
市補助金	円	
雑収入	円	
	円	
合 計	円	

# 支出の部

2 TH - FIF		
種 別	金額	内訳
補助対象事業費	円	
補助対象外事業費	円	
	円	
合 計	円	

# 7 添付資料

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 施工後の写真
- (3) 領収証又は収支を証する書類の写し
- (4) 各種許認可書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの